

		改 正 後	改 正 前
		(警報装置等)	(警報装置等)
第十七条	事業者は、次の場合には、関係者が確実に認識できる方法によつて、その旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。	第十七条	事業者は、次の場合には、その旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。この場合において、その周知の方法は、その放射線装置を放射線装置室以外の場所で使用するとき又は管電圧百五十キロボルト以下のエックス線装置若しくは数量が四百ギガベクレル未満の放射性物質を装備している機器を使用するときを除き、自動警報装置によらなければならない。
一(三)	(略)	一(三)	(略)
2	前項の周知の方法は、次の装置又は機器を放射線装置室で使用する場合は、自動警報装置によらなければならぬ。	2	前項の周知の方法は、次の装置又は機器を放射線装置室で使用する場合は、自動警報装置によらなければならぬ。
一	工業用等の特定エックス線装置	一	工業用等の特定エックス線装置
二	エックス線又はエックス線装置の研究又は教育のため使用的都度組み立てる工業用等のエックス線装置であつて波高値による定格管電圧が百五十キロボルトを超えるもの	二	エックス線又はエックス線装置の研究又は教育のため使用的都度組み立てる工業用等のエックス線装置であつて波高値による定格管電圧が百五十キロボルトを超えるもの
三	荷電粒子を加速する装置	三	荷電粒子を加速する装置
四	エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査を行う装置	四	エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査を行う装置
五	数量が四百ギガベクレル以上の放射性物質を装備している機器	五	数量が四百ギガベクレル以上の放射性物質を装備している機器
3	事業者は、放射線装置室又は放射線装置室に設置された工業用等の特定エックス線装置には、インタークロックその他の偶発的な被ばくを防止するための安全装置(以下次項及び第四十七条において単に「安全装置」という。)を設けなければならない。	3	事業者は、放射線装置室又は放射線装置室に設置された工業用等の特定エックス線装置には、インタークロックその他の偶発的な被ばくを防止するための安全装置(以下次項及び第四十七条において単に「安全装置」という。)を設けなければならない。
4	安全装置について、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)第二十九条第一項第二号に基づき、取りはずし又はその機能を失わせたときは、事業者は警報機能を有する放射線測定器の装着その他の安全装置の設置	4	安全装置について、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)第二十九条第一項第二号に基づき、取りはずし又はその機能を失わせたときは、事業者は警報機能を有する放射線測定器の装着その他の安全装置の設置
	(新設)	(新設)	(新設)

<p>に代わる措置により偶発的な被ばくを防止する措置を講じなければならない。</p>
<p>5 事業者は、放射線装置室に設置された医療用の特定エックス線装置のうち、医師、歯科医師又は診療放射線技師が管理する装置については、当該放射線装置室が医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の四第二号に規定する基準を満たさなければならない。</p>
<p>6 事業者は、放射線装置室に設置された医療用の特定エックス線装置のうち、獣医師が管理する装置については、獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）第十六条第一項（第六号から第八号を除く。）に規定する措置を講じなければならない。</p>
<p>7 (略)</p>
<p>(エックス線作業主任者の職務)</p> <p>第四十七条 事業者は、エックス線作業主任者に次の事項を行わせなければならない。</p>
<p>一 (六) (略)</p>
<p>七 第十七条第三項の安全装置を点検すること。</p>
<p>八 第十七条第三項の安全装置に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。</p>
<p>九 第十七条第四項に定める措置が講じられていることを確認すること。</p>
<p>十 (十二) (略)</p>
<p>(エックス線作業主任者免許試験の細目)</p>
<p>第五十二条 安衛則第七十一条及び前二条に定めるもののほか、エックス線作業主任者免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>
<p>(新設)</p>
<p>2 (略)</p>
<p>(エックス線作業主任者の職務)</p> <p>第四十七条 事業者は、エックス線作業主任者に次の事項を行わせなければならない。</p>
<p>一 (六) (略)</p>
<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>
<p>七 (九) (略)</p>
<p>(エックス線作業主任者免許試験の細目)</p>
<p>第五十二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第七十一条及び前二条に定めるもののほか、エックス線作業主任者免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>